

THE UKI NEWSLETTER

松橋町、小川町、豊野町西部地区で値上げ 来年4月1日から水道料金を改定します



議会で値上げが決定

市では、上天草・宇城水道企業団から購入する水の値上がりにより、水道料金引き上げの方針を決定。令和4年第2回市議会定例会で可決されました。

令和5年4月1日(5月請求分)から、松橋町と小川町、豊野町西部地区の水道料金を値上げすることになりました。

※下水道使用料は改定しません。

図 上下水道課 ☎32-1674

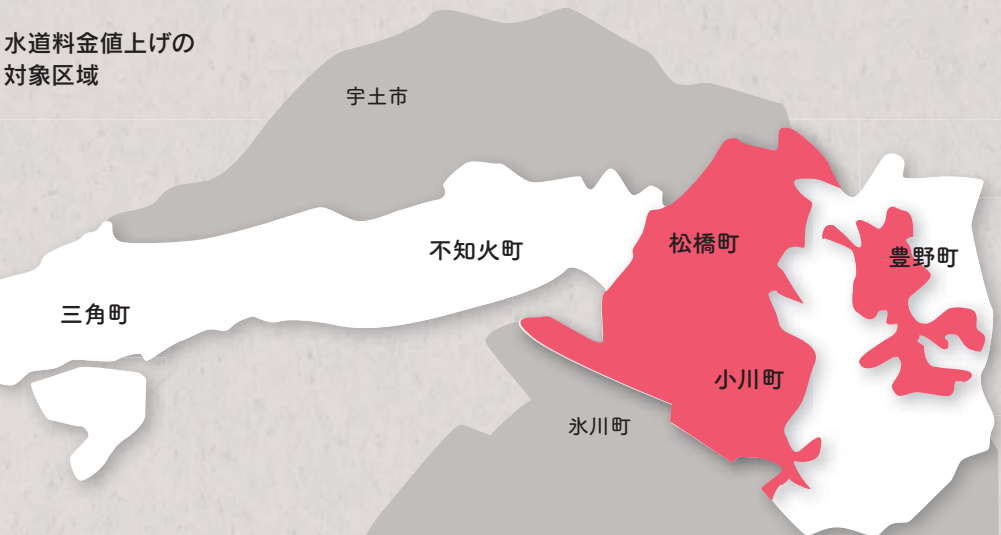


生活に必要な水を安定的に供給する、欠かせない水道

値上げする地域と金額

宇城市の水道水は、松橋町と小川町、豊野町西部地区は上天草・宇城水道企業団から水を購入し、それ以外では地下水から

生成。地域ごとに料金体系も異なっています。
今回の料金改定は、企業団から購入した水を届けている地域のみが対象です。



対象 - 企業団用水給水区域 -
松橋町、小川町(東小川の一部・南小川の一部・小川・西北小川・南部田・北部田・南小野・中小野・北小野・河江・江頭・川尻・北新田・南新田・新田・新田出・住吉・不知火)、豊野町西部地区(下郷・山崎・糸石の一部・中間・上郷)

対象外 - 地下水給水区域 -
三角町、不知火町、豊野町の一部

値上げ額
基本料金・超過料金
各1㎡当たり **39** 円値上げ

※基本料金
水道の口径ごとに設定される基本水量までの料金

※超過料金
基本水量を超えたときの1㎡当たりの料金

松橋、小川、豊野西部の 水道水が届くまで



なぜ値上げするのか

企業団では、球磨川の水を浄化処理し、各地へ安定的に供給しています。

しかし、施設の老朽化に伴い、平成29年から14年かけて大規模改修が行われることに。これには、莫大な費用がかかるため、令和2年4月から水の単価が1㎡当たり39円値上がりしました。

その結果、市の負担は年間1億4千万円増加。市では、組織の効率化など経費削減を図ることで、水道料

金を値上げすることなく据え置きました。

それでも、水道事業会計の恒常的な収入不足は解消できず――。将来にわたる健全な水道事業を維持するため、受益者負担の原則に基づき、購入原価上昇分の金額を対象地域の水道料金に反映することとしました。

安全・安心な水の提供を次世代に引き継ぐための料金改定。水道を利用している皆さまにはご負担をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

実際に負担する金額

モデルケース

標準的な家庭
■メーター口径13ミリ
■1カ月に20㎡使用の場合

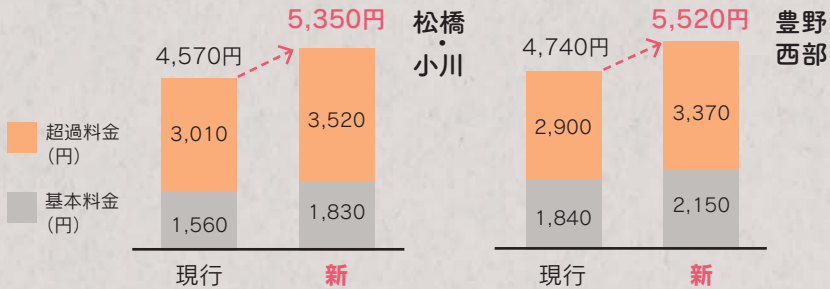
1カ月当たり
780 円の増額



詳しくは
市ホームページ

受益者負担の原則 (=水道経営の原則)

水道事業は他の公共サービスとは異なり、独立採算制をとっています。これは、地方公営企業法で定められる「経営に必要な費用を経営によって得られる収入で賄わなければならない」という受益者負担の原則に基づくものです。そのため、施設整備や維持管理などの費用は、主に利用者からの水道料金で賄っています。



地域	口径	基本水量	基本料金		超過料金	
			現行	新	現行	新
松橋・小川	13 ^{ミリ}	7 [㎡] まで	1,560円	1,830円	232円	271円
豊野西部		8 [㎡] まで	1,840円	2,150円	242円	281円

※口径は13～100ミリで8段階あり、段階ごとに各料金が異なります。